ミャンマー連邦共和国の表

措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

一

分野	製造業
小分野	飲料の製造
産業分類	ＩＳＩＣ　一五五一　アルコールの蒸留、精留及び混合 発酵原料からのエチルアルコールの製造 ＩＳＩＣ　一五五三　麦芽酒及び麦芽の製造
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	外国投資法（二千十二年）第四条(f) 外国投資規則（二千十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第六及び第七
概要	外国投資家は、ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、麦芽、麦芽酒及び非炭酸飲料の製造及び販売並びに全ての種類のアルコール飲料及び非飲料用アルコールの蒸留、混合、精留、瓶詰及び分野で投資が認められる。

二

分野	製造業
小分野	清涼飲料並びに炭酸及び非炭酸飲料の製造
産業分類	ＩＳＩＣ　一五五四　清涼飲料水の製造 鉱水の生産
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	外国投資法（二千十二年）第四条(f) 外国投資規則（二千十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第五（二）
概要	外国投資家は、二十パーセント以上の国内の原材料を使用し、及び工場の完成から三年の後は、六十パーセント以上の国内で収穫された原材料を使用するとの条件を満たす場合に限り、清涼飲料並びに炭酸及び非炭酸飲料の製造に関連する事業への投資が認められる。

三

分野	製造業
小分野	たばこ及びたばこ製品の製造
産業分類	ＩＳＩＣ　一六〇〇　たばこ製品の製造
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国投資法（二千十二年）第四条(f) 外国投資規則（二千十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第五（四）
概要	外国投資家は、その製品の九十パーセントを輸出するという条件を満たし、かつ、事業の開始から三年の期間は(a)五十パーセント以上の国内で生産されたたばこ葉を使用する又は(b)国内で生産されたたばこ葉を輸出することにより得られる収入の少なくとも五十パーセントを利用して輸入したたばこ葉であれば使用することができるという条件を、四年目以降は国内で生産されたたばこ葉を輸出することにより得られる収入の少なくとも五十パーセントを利用して輸入したたばこ葉であれば使用することができるという条件を満たす場合にのみ、たばこ及びたばこ製品の製造に関連する事業への投資が認められる。

四

分野	製造業
小分野	パルプ、紙及び板紙の製造
産業分類	ＩＳＩＣ　二一〇一　パルプ、紙及び板紙の製造
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	外国投資法（二千十二年）第四条(f) 外国投資規則（二千十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第十六及び第十七
概要	外国投資家は、ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、パルプ、紙及び板紙の製造に関連する事業への投資が認められる。

五

分野	製造業
小分野	医薬品の製造
産業分類	ＩＳＩＣ　二四二三　医薬品、医療用の化学薬品及び植物製品の製造
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	外国投資法（二千十二年）第四条(b)及び(f) 外国投資規則（二千十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ許可される経済活動の表」第二十三
概要	外国投資家は、ミャンマーの市民との合弁企業の形式でのみ、伝統的な医薬品の製造の分野への投資が認められる。

六

分野	製造業
小分野	精製石油の製造
産業分類	ＩＳＩＣ　二三二〇　精製石油の製造 ＣＰＣ　八八四五〇　コークス、精製石油及び核燃料の製造（料金又は契約に基づくもの）
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	外国投資法（二千十二年）第四条(f) 外国投資規則（二千十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第九
概要	外国投資家は、エネルギー省による推薦を条件として、石油精製及び精製活動に関連する活動への投資が認められる。

七

分野	製造業
小分野	新聞発行事業
産業分類	記録媒体の複製 ＩＳＩＣ　二二一二　新聞、雑誌及び定期刊行物の発行 ＩＳＩＣ　二二三〇　記録媒体の複製
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	外国投資法（二千十二年）第四条(f) 外国投資規則（二千十三年）第五条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第十三
概要	外国投資家は、情報省による推薦がある場合に限り、新聞、雑誌及び定期刊行物の発行並びに記録媒体の複製に関連する事業への投資が認められる。

八

分野	林業及び林業に付随するサービス
小分野	堅材（注1）の生産及び自然林（注2）からの堅材採取 林業に付随するサービス ・自然林からの原木伐採 ・保護地域システム（注3）
産業分類	ＩＳＩＣ　〇二〇〇　林業、伐採及び関連サービス活動 ＣＰＣ　八八一四〇　林業及び伐採に付随するサービス
留保の種類	内国民待遇（第二条）
措置	外国投資法（二千十二年）第四条(c) 外国投資規則（二千十三年）第七条 ミャンマー投資委員会告示第一号（二千十三年）「関係省庁による推薦を受けて許可される経済活動の表」第三（一）、（五）及び（九）